

戸別受信機を

無償貸与します

もしもに備えた
情報収集を



▲戸別受信機イメージ

市では、近年増加する大規模災害に備え、防災情報を確実にお届けできるように、希望する世帯に戸別受信機を無償貸与（配布）します。これにより、屋内でも防災情報を確認していただくことができます。なお、既設の屋外拡声子局（屋外スピーカー）については、設備が老朽化していることに加え、戸別受信機やスマートフォン・携帯電話などへの防災情報の配信体制が整うことから、すべて撤去します。ご理解と協力をお願いします。

【危機管理室】

申請方法

市内に住所がある世帯

4月下旬から世帯主あてに「橋本市戸別受信機無償貸与希望調査兼申請書」が入った案内を通知します。

戸別受信機を「希望する」「希望しない」の回答を必ずお願いします。回答は同封の返信用封筒で返信していただくか、書面に記載されている二次元コードから回答してください。



▲通知用封筒のイメージ

個人事業主、法人

住民票上の住所とは別に事務所を構える個人事業主や、市内の法人の営業所にも無償貸与します。申請方法など詳しくは、市ホームページ（下の二次元コード）を確認してください。



お気軽にお問い合わせください

戸別受信機の希望調査または申請に関することについては、次のコールセンターまでお問い合わせください。

橋本市戸別受信機申請コールセンター

☎0120-326-677

受付時間 午前9時～午後5時

※土・日曜、祝日も受付しています。

受付開始

4月30日(火) 午前9時～

無償貸与の目的

生命や財産を脅かすような大きな災害から市民を守ることを目的に、災害情報などを伝達する1つの手段として戸別受信機を希望する世帯に無償貸与します。

放送内容

戸別受信機で放送する内容は次のとおりです。

緊急放送



- 緊急地震速報や国民保護情報（Jアラート）、避難情報（避難指示など）など、緊急に放送しなければならない情報が配信されます。
- 音量を小さくしていても緊急時には自動的に最大音量でお知らせします。

行政放送



- 音量を調節して放送を聞くことができます。
- 防災に関する放送や、火災に関する放送（高野口町地域のみ）をします。
- 毎日、正午と午後5時には、正しく動作するか確認のために、ミュージックチャイムを放送します。

地区放送



- 音量を調節して放送を聞くことができます。
- 戸別受信機はお住まいの地区設定がされており、対象の区・自治会からの放送を聞くことができます。

よくある質問

FAQ

子どもたちの下校放送が流れていた屋外拡声子局（屋外にあるスピーカー）はどうなりますか。

すべて撤去します。

近くに屋外拡声子局がある人は、屋外拡声子局からの放送が無くなるため、戸別受信機の申し込みをご検討ください。

戸別受信機は、必ず申し込みをして受け取らないといけないのですか。

近年、防災に関する情報は、スマートフォンやテレビなどを通じ、簡単に取得できます。戸別受信機に放送する内容は、「防災はしもとメール」は、「橋本市公式LINE」に同時配信されますので、スマートフォンなどで情報を取得できる人は、必ずしも戸別受信機の申し込みをする必要はありません。

防災はしもとメール、橋本市公式LINEに登録していただくことができます。



▶防災はしもとメール



▶橋本市公式LINE

付属の電池が使えなくなった場合は、交換していただけます。

電池など戸別受信機を利用する際に必要な経費は使用者の負担となります。電池の購入費用も使用者で負担していただけますようお願いいたします。

住民票上の世帯は一緒ですが、実際は別世帯の場合、無償貸与の対象となりますか。

原則、無償貸与の対象とはなりません。特別な事情のある人は危機管理室（☎33316105）へご相談ください。